

愛川町訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年度介護報酬改定の際に規定された経過措置終了 令和7年4月1日 版)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型サービス1	1週あたりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービス11日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型サービス21	1月あたりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287単位		287	1回につき
A2	2511	訪問型サービス22		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 179単位 ※所要時間20分以上45分未満		179	
A2	2621	訪問型サービス23		事業対象者・要支援2 生活援助が中心である場合 220単位 ※所要時間45分以上		220	
A2	1411	訪問型短時間サービス		事業対象者・要支援1・2 身体介護が中心である場合 163単位 ※20分未満		163	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 12単位減算		-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 23単位減算		-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割				-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 37単位減算		-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割				-1	1日につき
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算		-3	1回につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間20分以上45分未満		-2	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間45分以上		-2	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		事業対象者・要支援1・2 身体介護が中心である場合 2単位減算 ※20分未満		-2	
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定 減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 12単位減算		-12	1月につき
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割				-1	1日につき
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 23単位減算		-23	1月につき
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割				-1	1日につき
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 37単位減算		-37	1月につき
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割				-1	1日につき
A2	D216	訪問型業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算		-3	1回につき
A2	D217	訪問型業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間20分以上45分未満		-2	
A2	D218	訪問型業務継続計画未策定減算23		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間45分以上		-2	
A2	D219	訪問型業務継続計画未策定減算短時間		事業対象者・要支援1・2 身体介護が中心である場合 2単位減算 ※20分未満		-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上に サービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			1月につき
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算			1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	月1回限度
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算		50	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1,000加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1,000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1,000加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1,000加算		

※1 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日で廃止となります。

※2 本改定における新設は青色で表示しています。